

第 12 期期末配当を受領する個人の株主の皆様へ  
～確定申告に関するご相談について～

過日、ご案内いたしました「第 12 期期末配当に関するお詫び及び補足説明」につきましては、該当する株主の皆様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

個人の株主の方が受けられた第 12 期期末配当につきましては、税務署に対して確定申告手続きが必要となる場合がありますが、この際には、正しい内容の特定口座年間取引報告書又は配当等とみなす金額に関する支払通知書（以下「支払通知書等」といいます。）が必要となります。

該当の株主の皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、本件に関する税務署に対するご相談は、正しい内容の支払通知書等が届いた後に行っていただくようお願いいたします。

正しい内容の支払通知書等につきましては、現在、順次送付手続きを行っております。

なお、第 12 期期末配当以外に確定申告が必要な方につきましては、当該配当を除いて確定申告をしていただき、正しい内容の支払通知書等がお手元に届いた後、改めて是正のための手続き（訂正申告、修正申告又は更正の請求）を最寄りの税務署にて行っていただくようお願いいたします。

また、確定申告が済んでいる方につきましては、正しい内容の支払通知書等がお手元に届いた後、改めて是正のための手続きを最寄りの税務署にて行っていただくようお願いいたします。

<本件に関する株主様からのコールセンター窓口>

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-923-861（専用フリーダイヤル）平日 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます）